

広島県告示第五百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定年月日
医療法人社団産 婦人科小児科松 田医院	呉市中通二丁目四番 一―号	松田医院	呉市中通二丁目四 番一―号	平成二二年三 月一日
株式会社UED A	江田島市大柿町大原 九六六番地二―	さくら・介護ス テーション呉本町	呉市本町二〇番一 八号	平成二二年三 月一日
医療法人せいざ ん	呉市阿賀北五丁目一 五番三号	短期入所生活介護 事業所あおやま	呉市阿賀北六丁目 一五番三〇号	平成二二年四 月一日
医療法人せいざ ん	呉市阿賀北五丁目一 五番三号	介護老人保健施設 あおやま	呉市阿賀北六丁目 一五番三〇号	平成二二年四 月一日
医療法人 仁康 会	三原市小泉町四二四 五番地	医療法人 仁康会 クレメンティア さくら	三原市本郷町下北 方一二一番地四	平成二二年三 月一日
有限会社まつし た	三原市城町一丁目二 一番二号	デイサービスセン ターなごみ	三原市城町一丁目 二四番五号	平成二二年四 月一日
因の島ガス株式 会社	尾道市因島田熊町五 〇三七番地	因の島ガス居宅 サービス福祉用具 貸与事業所	尾道市因島土生町 一八〇九番三五号	平成二二年四 月一日
因の島ガス株式 会社	尾道市因島田熊町五 〇三七番地	因の島ガス特定福 祉用具販売事業所	尾道市因島土生町 一八〇九番三五号	平成二二年四 月一日
株式会社コラボ ケア	尾道市高須町五七五 五番地一	デイサービス汐風	尾道市瀬戸田町林 一二八六番一―号	平成二二年五 月一日
ケアパートナー 株式会社	東京都港区港南二丁 目一六番一―号	ケアパートナー尾 道	尾道市高須町五五 〇一―番地	平成二二年五 月一日
特定非営利活動 法人 遊喜の会	尾道市因島中庄町四 五〇六番地一	小規模多機能ホー ム ひだまり	尾道市因島中庄町 四五〇六番地一	平成二二年五 月一日
有限会社備北な なつかデイサー ビス	広島市東区光町一丁 目一―番二四号三〇 三号	三次はたじきデイ サービス	三次市畠敷町三五 八番地	平成二二年五 月一日
有限会社トッツ	尾道市平原三丁目一 番一五号	小規模多機能ホー ムふあみりい高屋	東広島市高屋町檜 山二七番一―号	平成二二年四 月一日